

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
使用状況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	時～時 日/月	時～時 日/月
	季節変動		
原料及び燃料 (ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。)	種類		
	使用割合		
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合(%)		
	1日の使用量		
排出ガス量(m <sup>3</sup> /h)		最大 通常	最大 通常
排出ガス温度( )			
排出ガス中の酸素濃度(%)			
排出ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		最大 通常	最大 通常
その他参考となるべき事項			

- 備考 1 廃棄物焼却炉にあっては、種類の欄には、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くずその他の廃棄物の種類を、使用割合の欄には、廃棄物の種類ごとの焼却割合を記載すること。
- 2 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす  
る。
- 3 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 その他参考となるべき事項の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

(現 行)

別紙 2

特定施設（大気基準適用施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号			
使 用 状 況	1日当たりの使用時間及び月使用日数等	時～時 日/月	時～時 日/月
	季節変動		
原 料 及 び 燃 料 (ダイオキシン類の発生に影響のあるものに限る。)	種 類		
	使 用 割 合		
	原料又は燃料中の塩素分の成分割合(%)		
	1日の使用量		
排 出 ガ ス 量 (m <sup>3</sup> /h)		最大 通常	最大 通常
排 出 ガ ス 温 度 ( )			
排 出 ガ ス 中 の 酸 素 濃 度 (%)			
排出ガス中のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		最大 通常	最大 通常
その 他 参 考 と な る べ き 事 項			

備考 1 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、排出ガス中のダイオキシン類の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす  
る。

2 ダイオキシン類の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

3 「その他参考となるべき事項」の欄には、排出ガスの排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出ガス量の変動の状況を記載のこと。

(新)

様式第6 (第8条関係)

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻(開始時刻～終了時刻)	排出ガス量(m <sup>3</sup> N/日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng TEQ / m <sup>3</sup> N)	試料採取者	分析者	備考

表2 排水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (pg TEQ / L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)						

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種類	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考

- 備考
- 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
  - 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
  - 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
  - 5 排出ガスにあっては表1、排水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
  - 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
  - 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
  - 8 表3の試料の種類として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。
  - 9 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

## 規則第 3 条第 1 項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ダイオキシン	2, 3, 7, 8 TeCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8 PeCDF			0.05	
	2, 3, 4, 7, 8 PeCDF			0.5	
	1, 2, 3, 4, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9 HxCDF			0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 HpCDF			0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9 HpCDF			0.01	
	OCDF			0.0001	
Total PCDFs					
ポリ塩化シベンゾーパラジオキシン	2, 3, 7, 8 TeCDD			1	
	1, 2, 3, 7, 8 PeCDD			1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 HpCDD			0.01	
	OCDD			0.0001	
	Total PCDDs				
Total (PCDFs + PCDDs)					
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4, 5 TeCB (#81)			0.0001	
	3, 3, 4, 4 TeCB (#77)			0.0001	
	3, 3, 4, 4, 5 PeCB (#126)			0.1	
	3, 3, 4, 4, 5, 5 HxCB (#169)			0.01	
	2, 3, 4, 4, 5 PeCB (#123)			0.0001	
	2, 3, 4, 4, 5 PeCB (#118)			0.0001	
	2, 3, 3, 4, 4 PeCB (#105)			0.0001	
	2, 3, 4, 4, 5 PeCB (#114)			0.0005	
	2, 3, 4, 4, 5, 5 HxCB (#167)			0.00001	
	2, 3, 3, 4, 4, 5 HxCB (#156)			0.0005	
	2, 3, 3, 4, 4, 5 HxCB (#157)			0.0005	
	2, 3, 3, 4, 4, 5, 5 HpCB (#189)			0.0001	
Total コプラナーPCB					
Total ダイオキシン類					

備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$  (毒性等量にあっては、 $\text{ng TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 。) 排出水の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{pg}/\text{L}$  (毒性等量にあっては、 $\text{pg TEQ}/\text{L}$ 。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{g}$  (毒性等量にあっては、 $\text{ng TEQ}/\text{g}$ 。)とする。

- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格 K 0311 又は K 0312 によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙 2

規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備考

- 備考
- 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位を $\text{ng} / \text{m}^3\text{N}$  (毒性等量にあっては、 $\text{ng TEQ} / \text{m}^3\text{N}_0$ )とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、 $\text{ng} / \text{g}$  (毒性等量にあっては、 $\text{ng TEQ} / \text{g}_0$ )とする。
  - 2 測定方法の項においては、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
  - 3 実測濃度の項においては、2 の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
  - 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
  - 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
  - 6 定量下限未満の実測濃度の測定量 (毒性等量) は、零とすること。
  - 7 用語の定義は、規則第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
  - 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

(現行)

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

都道府県知事 殿  
市 長

報告者 氏名又は名称及び住所並び  
に法人にあってはその代表者  
の 氏 名 印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 大気基準適用施設

採取年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設名及び 施設称使用状況	分析年月日	測定結果 (ng TEQ / m <sup>3</sup> N)	試料採取者	分析者	備考

表2 水質基準適用事業場

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設名及び 施設称使用状況	分析年月日	測定結果 (pg TEQ / L)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)						

- 備考
- 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 測定結果については、第3条に基づき、別紙を用いて毒性等量を算出し、その結果を記載するとともに、別紙を添付するものとする。
  - 3 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
  - 4 大気基準適用施設にあっては表1、水質基準適用事業場にあっては表2に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
  - 5 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
  - 6 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
  - 7 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

## 測定したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	毒性等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8 TeCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8 PeCDF			0.05	
	2, 3, 4, 7, 8 PeCDF			0.5	
	1, 2, 3, 4, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9 HxCDF			0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8 HxCDF			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 HpCDF			0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9 HpCDF			0.01	
	OCDF			0.0001	
Total PCDFs					
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8 TeCDD			1	
	1, 2, 3, 7, 8 PeCDD			1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9 HxCDD			0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 HpCDD			0.01	
	OCDD			0.0001	
	Total PCDDs				
Total (PCDFs + PCDDs)					
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4, 5 TeCB (#81)			0.0001	
	3, 3, 4, 4 TeCB (#77)			0.0001	
	3, 3, 4, 4, 5 PeCB (#126)			0.1	
	3, 3, 4, 4, 5, 5 HxCB (#169)			0.01	
	2, 3, 4, 4, 5 PeCB (#123)			0.0001	
	2, 3, 4, 4, 5 PeCB (#118)			0.0001	
	2, 3, 3, 4, 4 PeCB (#105)			0.0001	
	2, 3, 4, 4, 5 PeCB (#114)			0.0005	
	2, 3, 4, 4, 5, 5 HxCB (#167)			0.00001	
	2, 3, 3, 4, 4, 5 HxCB (#156)			0.0005	
	2, 3, 3, 4, 4, 5 HxCB (#157)			0.0005	
	2, 3, 3, 4, 4, 5, 5 HpCB (#189)			0.0001	
Total コプラナーPCB					
Total ダイオキシン類					

備考 1 大気の実測結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3$  (毒性等量にあっては、 $\text{ng TEQ}/\text{m}^3$ 。)とし、水質の実測結果を記入する場合には、単位を $\text{pg}/\text{L}$  (毒性等量にあっては、 $\text{pg TEQ}/\text{L}$ 。)とする。

2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。

3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。

4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

5 用語の定義は、日本工業規格K0311又はK0312によること。

6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。